

## 佐用町暴力団排除条例概要

### 目的（第1条関係）

暴力団の排除を推進し、町民生活の安全と安心を確保することを目的としています

### 基本理念（第3条関係）

暴力団は、町民生活に悪影響を与える存在であるという認識を社会全体で持ち、暴力団に協力しないこと及び暴力団と交際しないという基本的事項を遵守し、町、町民及び事業者並びに兵庫県及び関係機関等が一丸となり、暴力団の排除が推進されなければなりません。

### 町の責務（第4条関係）

町民及び事業者の協力のもと、兵庫県、兵庫県警、暴力団追放兵庫県民センター等の関係機関と連携しながら、暴力団排除に関する施策を実施します。

### 町民及び事業者の責務（第5条関係）

(1) 「町民及び事業者」と規定することで、事業者も対象であることを明確にします。

(2) 町が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めます。

(3) 暴力団排除に関し有益な情報を入手したときは、町に対し、当該情報を提供するよう努めます。

### 町民、事業者、関係機関等に対する支援等（第6条関係）

(1) 町民、事業者、関係機関等に対し、情報の提供その他の必要な支援を行います。

(2) 暴力団排除の気運が醸成されるよう暴力団排除の重要性、暴力団排除に関する施策等について啓発活動を行います。

### 町の事務及び事業における措置（第7条関係）

暴力団に利益をもたらすことがないよう、契約事務その他すべての町の事務、事業から暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者を排除します。

### 公の施設における暴力団の排除（第8条関係）

町が設置した公の施設が、暴力団の活動に利用されるなど暴力団に利益をもたらすこととなると認めるときは、使用させません。

### 青少年を守るための取組（第9条関係）

暴力団による犯罪その他一切の行為から青少年を守ることを目的に、暴力団の実態や犯罪の特徴等を理解させるための教育、情報の提供及び啓発活動に取り組みます。

### 暴力団の利用の禁止（第10条関係）

町民、事業者は、債権の回収、紛争の解決等に暴力団を利用しません。

### 利益供与の禁止（第11条関係）

町民、事業者は、暴力団の威力を利用して利益の供与はしません。